

平塚市ラグビースクール規約

(名称)

第1条 この会は、平塚市ラグビースクール(以下、HRS という)と称する。

(目的)

第2条 HRS はラグビーフットボールを通じ、スポーツの楽しさを知り、仲間との協調性を養い、優しく素直な心を育て、自身の健康な体を育成することを目的とする。

(運営)

第3条 HRS の運営は平塚市ラグビーフットボール協会理事、指導者および保護者によりボランティアで行うものとする。

(活動内容)

第4条 児童等に対するラグビーフットボールの指導。

(1) 活動(練習/対外試合)は月3回以上を原則として日曜日に行う。

但し、天候および春季・夏季・冬季休暇についてはこの限りではない。また、練習場所の事情や平塚市ラグビーフットボール協会の活動事情により、土曜日もしくは祝日に行う場合もある。

(2)他の団体(ラグビースクール)との合同練習や試合。

(3)神奈川県ラグビーフットボール協会が主催する大会等への参加。

(4)その他目的達成の為の諸活動。

(入校資格等)

第5条

(1)スクールは原則として、3歳児から小学6年を対象とする。

(2)スクール活動に対し生徒もしくは保護者が公序良俗に反する行為、名誉を傷つけ目的に反し、ふさわしくないと判断した場合は退校に処する場合があります。

(3)スクール活動中に怪我または病気が発生した場合、スポーツ保険の範囲においてスクールが責任を負い、これを超えるものについてはスクール生徒本人が責任を負うものとします。

(入校申し込み)

第6条 入校の申込みは定められた申込書兼同意書を添えて申し込むものとする。

(校費等)

第7条 校費は年一括納入とする。4月末日までに12000円を所定の口座に振り込むこと。

- (1) 校費はスクール運営費、スポーツ傷害保険費及び協会登録費に充てる。
- (2) 途中退校の場合、払い戻しは行わないものとする。
- (3) 途中入会の場合、その月割分を所定の口座に振り込むこと。

(組織)

第8条 HRSの組織は以下とする。

- (1) 校長 HRSを代表するとともに、組織全てを統括する。
- (2) 副校長(指導部会長) 校長を補佐し、校長不在時はこれを代行する。
- (3) 指導部会 副校長が統括する。コーチング、レフリング及び安全対策に関する活動を行う。学齢に応じた練習内容の立案及び実行する指導部会(コーチ会)メンバーは運営部会の承認がなければ参加できない。(コーチ資格の認定要綱 付表1)
- (4) 事務局長 HRSの活動全般を補助する。
- (5) 事務局 事務局長が統括する。会計、用具、練習場、他団体との交流、県ラグビー協会の窓口を担当する。
事務局メンバーは平塚市ラグビーフットボール協会理事2名以上の推薦がなければ参加できない。
- (6) 部長 HRS活動における会計責任と外部渉外を担当する。
- (7) 監査 会計監査の任期は2年とする。但し、再選は防げない。

(運営会議)

第9条 HRSを円滑に運営するため、運営部会、指導部会及び全体会議を置く。

- (1) 運営部会は、校長 副校長 事務局長 部長 総務の5名で開催し、HRSの最高決議機関とする。部会運営は校長が会議の開催権利を持つものとする。
- (2) 指導部会は、指導者全員で行いコーチング、レフリング及び安全対策に関する研究及び情報交換の場とする。副校長が会議の開催権利を持つものとする。
- (3) 全体会議は、運営部会と指導部会とで行い、意思の疎通と全体の懇親を深める場とする。

(事業年度)

第 10 条 4 月から翌年 3 月迄を一事業年度とする。

(規約の改廃)

第 11 条 この規約の改廃は、運営会議の承認を得なければならない。

(その他)

第 12 条 この規約に定めないものについては、運営会議で審議決定する。

付則

この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改定:令和 3 年 4 月 1 日 第5条(1)対象学年を修正、(2)、(3)の文言加筆および修正

【付表1】

平塚市ラグビースクールコーチ資格認定要綱

平塚市ラグビースクールの目的に賛同し心身ともに健全な青少年を育成するために自分を高められる人材であること。

- ① 運営部会の2名以上が推薦できる人物であること
- ② 年齢は15歳以上とする。
- ③ 心身ともに健康であること。
- ④ 暴力的な発言・行動がないこと。
- ⑤ 当スクールSNSや他の媒体にハラスメントにつながる投稿をしないこと。(していないこと)
- ⑥ スクール練習に2か月以上継続して参加していること。
- ⑦ ラグビーにおける安全やスキルを習得することに努めること。
- ⑧ スタッフ・保護者との関係性を重視し、常に運営部会とのコンセンサスを取り個人的な行動や活動でスクール運営を乱さないこと。
- ⑨ 他のスクールや団体等に引抜行為を行わないこと。
- ⑩ 過去に特定の持病(精神性疾患、重病難病)をもっていないこと。
- ⑪ 運営部会の決定には理解をしていただくこと。

上記に記載のない条項については随時運営部会・指導部会で協議し決定通知を行う。

7つの提言

スポーツに関わる全ての人々が、「7つの提言」を参考にし、新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実現することを目指します。

1. 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くす

暴力やハラスメントを行使するコーチングからは、グッドプレーヤーは決して生まれないことを深く自覚するとともに、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導を実践することを決意し、スポーツの現場における暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くすことができる。

2. 自らの「人間力」を高められる。

コーチングが社会的活動であることを常に自覚し、自己をコントロールしながらプレーヤーの成長をサポートするため、グッドコーチに求められるリーダーシップ、コミュニケーションスキル、論理的思考力、規範意識、忍耐力、克己心等の「人間力」を高めている。

3. 常に学び続ける。

自らの経験だけに基づいたコーチングから脱却し、国内外のスポーツを取り巻く環境に対応した効果的なコーチングを実践するため、最新の指導内容や指導法の習得に努め、競技横断的な知識・技能を常に学び続ける。

4. プレーヤーのことを最優先に考える。

プレーヤーの人格及びニーズや資質を尊重し、相互の信頼関係を築き、常に効果的なコミュニケーションにより、スポーツの価値や目的、トレーニング効果等についての共通認識の下、公平なコーチングを行う。

5. 自立したプレーヤーを育てる。

スポーツは、プレーヤーが年齢、性別、障害の有無に関わらず、その適性及び健康状態に応じて、安全に自主的かつ自律的に実践するものであることを自覚し、自ら考え、自ら工夫する、自立したプレーヤーとして育成する。

6. 社会に開かれたコーチングに努めましょう。

コーチング環境を改善・充実するため、プレーヤーを取り巻くコーチ、家族、マネジャー、トレーナー、医師、教員等の様々な関係者(アントラージュ)と課題を共有し、社会に開かれたコーチングを行う。

7. コーチの社会的信頼を高めましょう。

新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実践することを通して、スポーツそのものの価値やインテグリティ(高潔性)を高めるとともに、スポーツを通じて社会に貢献する人材を継続して育成・輩出することにより、コーチの社会的な信頼を高める。